

入 札 説 明 書

調達物品名

料金システム用プリンタリース及び保守（令和7年度更新分）

令和7年7月

新潟市水道局総務部経理課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び新潟市水道局契約規程（昭和５９年新潟市水道局管理規程第５号）第８条の規定に基づき公告する。

なお、この入札に係る調達とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、新潟市水道局契約規程（昭和５９年新潟市水道局管理規程第５号。以下「規程」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、新潟市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１ 競争入札に付する事項

（１） 調達物品名及び数量

料金システム用プリンタリース及び保守（令和７年度更新分） 一式
（公告番号 新潟市水道局公告第１８号）

（２） 調達物品の特質等

別添「料金システム用プリンタリース及び保守（令和７年度更新分）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３） 履行場所

新潟市水道局営業課（別添仕様書のとおり）

（４） 履行期間

令和７年１１月１日から令和１２年１０月３１日まで（６０か月）

なお、本件は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約とする。

（５） 入札方法

リース及び保守期間全体の総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２ 入札に参加する者に必要な資格

（１） 新潟市水道局の令和７・８年度競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

（２） 施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者。

（３） 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）第２条第１項に規定する指名停止措置を受けていない者。

（４） 指名停止等措置要領での別表第２の９（暴力的不法行為）の適用に該当しない者。

（５） 当該調達機器に関し、納品後、当局の求めに応じて、迅速な保守・点検・修理等の体制が整備されていることを証明できる者であること。

- (6) 当該調達機器に関し、要求仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。
- (7) 保守業務は性質上、当局の業務に関する情報が記録されている機器を取り扱い、その情報を知り得るため、情報を適切に管理し機密を保持するための包括的な取り組みを行っている業者を選択することが肝要であることから、保守業務を担当する業者は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」を取得している者であること。

3 問い合わせ先等

郵便番号 9 5 1 - 8 5 6 0

新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 3

新潟市水道局総務部経理課契約係

電 話：0 2 5 - 2 3 2 - 7 3 2 3（直通）

F A X：0 2 5 - 2 3 1 - 3 1 0 0

E-mail：keiri.ws@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 本件調達物品の入札に参加を希望する者は、様式第 1 号「一般競争入札参加申請書」、様式第 2 号「秘密保持誓約書」及び様式第 3 号「供給機器に関する保守・点検・修理等の体制調書」を添えて、令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午後 5 時までに、上記 3 の場所へ直接持参又は郵送（書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、当局開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
- (2) 入札参加者は、提出書類に関し、説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。
- (3) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5 入札保証金

規程第 1 0 条第 2 号により、入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 9 日（水） 午前 1 0 時 2 0 分

イ 場所 上記 3 の同所本庁舎 1 階 入札室

- (2) 郵送による場合の入札書の受領期間及び提出先

ア 郵送方法 書留等の配達記録が残るものに限る。

イ 受領期間 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）から令和 7 年 7 月 8 日（火）
午後 5 時まで

ウ 提出先 上記 3 の場所へ送付すること。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規程を熟知の上、

入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は、様式第4号「質疑書」を令和7年6月4日（水）から令和7年6月12日（木）午後5時までに、上記3へ電子メール又はファクシミリにより提出のうえ、あわせて電話で連絡すること。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式第5号「入札書」及び様式第6号「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第5号「入札書」を提出しなければならない。
 - ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
 - ウ 件名（調達物品名）
 - エ 場所（履行場所）
 - オ 入札金額
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵送（書留等の配達記録が残るものに限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし、上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、前記 6 (1) に記載の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記 7 の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は 1 回とし、落札者のない場合は施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記 (4)、(5) に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効と

された場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 契約保証金

規程第32条による。金額は、契約総額を1年間当たりの総額に換算した額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

11 支払いの条件

本契約に係る代金は、当局の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

12 契約条項

別添「契約書（案）」による。

13 その他

- (1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。
- (3) 本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

賃 貸 借 契 約 書

新潟市水道局（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、
下記の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 件名及び数量 料金システム用プリンタリース及び保守（令和7年度更新分）一式（別紙「料金システム用プリンタリース及び保守（令和7年度更新分）仕様書」による。）
- 2 履行期間 令和7年11月1日 から 令和12年10月31日まで
- 3 履行場所 新潟市水道局営業課
（別紙「料金システム用プリンタリース及び保守（令和7年度更新分）仕様書」のとおり。）
- 4 契約金額 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 金 円 ）
※各月の支払額については別表のとおりとする。
- 5 契約保証金
- 6 特約条項 別紙のとおり
- 7 その他 なし

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局
新潟市水道事業管理者
水道局長 長井 亮一 印

乙

別表

(単位：円)

令和7年度

		リース等（税込）	うち 消費税額及び 地方消費税額
	1 1 月		
	1 2 月		
	1 月		
	2 月		
	3 月		

令和8年度から令和11年度

		リース等（税込）	うち 消費税額及び 地方消費税額
月 額	4 月		
	5 月		
	6 月		
	7 月		
	8 月		
	9 月		
	1 0 月		
	1 1 月		
	1 2 月		
	1 月		
	2 月		
	3 月		

令和12年度

		リース等（税込）	うち 消費税額及び 地方消費税額
月 額	4 月		
	5 月		
	6 月		
	7 月		
	8 月		
	9 月		
	1 0 月		

合計		
----	--	--

賃貸借契約条項

(基本合意)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令並びに新潟市の条例及び新潟市水道局の管理規程等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、機器をこの契約の定めにより賃貸し、甲はこれを借り受ける。
- 3 機器の納入、撤去その他この契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第33条第3号、第5号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（公租公課）

第4条 機器に係る公租公課は、乙の負担とする。

（下請負の禁止）

- 第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書に基づき業務を請け負わせる（以下「下請負する」という。）ときは、下請負人の名称及び下請負する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
 - 3 乙は、第1項ただし書に基づき下請負する場合は、下請負人をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、下請負人が当該義務に違反したときは、下請負人による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を乙が負うものとする。

（一般的損害）

- 第6条 この契約の履行に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- 2 天災、火災、盗難その他両者の責めに帰すことのできない事由により機器が滅失、損傷した場合及び損害が生じた場合の費用の負担については、甲乙協議の上詳細を決定する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第7条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

- 第8条 乙は、履行期間の始期までに甲の指定した場所に機器を設置し、甲が使用できる状態に調整（以下、設置及び使用できる状態に調整することを総称して「納入」という。）した後、甲に対して通知する。
- 2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった後、甲の指定する期限までに乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。

- 3 甲は、納入された機器が前項の検査（第5項の検査をしたときは、同項の検査。以下、これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、検査に不合格となった機器について、期間を定め、機器の修補、代替機器若しくは不足分の機器の納入、又は代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
- 5 乙は、前項の機器の修補、代替機器又は不足分の機器の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、前2項の規定を準用する。
- 6 乙は、検査及び引渡しに要する費用のほか、この契約の履行に要する費用を全て負担するものとする。

（賃料の請求及び支払）

第9条 甲は、契約書で定める賃料を乙に支払うものとする。ただし、下記の場合において、甲が乙に支払うべきその月分の賃料は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

- (1) 機器の引渡日が月の途中である場合
- (2) 甲が月の途中で契約の全部又は一部を解除した場合
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、機器を使用できなかった場合

- 2 乙は、前項の賃料の当月分を翌月以降に、書面をもって甲に請求するものとする。
- 3 前項の請求は、甲が当月分の給付について行う検査に合格した後でなければすることができない。
- 4 甲は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に賃料を乙に支払わなければならない。
- 5 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間の始期までに機器を引渡すことができないときは、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期間の始期までに既にこの契約に基づく機器の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する賃料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。
- 3 第1項の違約金は、賃料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（機器の使用管理）

第11条 甲は、機器の利用説明書による使用方法に従い機器を使用しなければならない。

- 2 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。
- 3 乙は、引渡しと同時に履行期限まで機器の使用収益の権利が甲にあることを確約する。

（機器の修繕等）

第12条 機器に故障又は破損その他修繕の必要が生じた場合（通常の使用及び収益によって生じた機器の損耗並びに機器の経年変化を除く。以下同じ。）、甲は、乙に対し、遅滞なくその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による連絡を受けた後、機器を甲の使用に供するため、速やかに取替え、補修その他の措置を講じなければならない。
- 3 前項に要する費用は全て乙の負担とする。ただし、修繕の必要が生じた事由が甲の責めに帰すべきものである場合は甲の負担とする。
- 4 甲は、第1項の場合において、第2項の措置によっても機器を甲の使用に供することができないときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(立入権)

第13条 乙は、その代理人、支配人その他の使用人を機器の納入、調整修理等のために機器の設置場所に立ち入らせることができる。

(他の機械器具の取付け及び機器の移転)

- 第14条 甲は、機器に他の機械器具を取付け、又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、これに要する費用は、甲の負担とする。
- 2 乙は、前項の他の機械器具の取付けが機器の保守修理の費用を増大させ、所定の保守修理ができないとき、又は機器の正常円滑な操作若しくは機器の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承諾しないことができる。

(損害保険)

- 第15条 乙は、履行期間中の機器について、乙の名義で乙を被保険者とする乙所定の機器に対する損害保険を付保するものとし、その費用は乙の負担とする。
- 2 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。
 - 3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。
 - (1) 機器を完全な状態に復元又は修理すること。
 - (2) 機器と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

(契約不適合責任)

- 第16条 引き渡された機器が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該機器の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下、これらを「追完」という。）又は契約金額の減額を求めることができる。
- 2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させ、又はこの契約を解除することができる。
 - 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができる。
 - 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
 - 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
 - 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

- 第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、

甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他のこの契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨を乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定によるこの契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(長期継続契約における契約の変更又は解除)

第19条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第21条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第22条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第21条の規定により契約を解除した場合、機器の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第23条 乙は、この契約に関して第21条第1項各号のいずれかに該当するときは、機器の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第21条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第21条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(機器の撤去)

第25条 乙は契約期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、速やかに機器を撤去しなければならない。

2 機器の撤去に要する費用については、乙の負担とする。

(危険負担)

第26条 機器の引渡し前に生じた機器の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 機器の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって機器が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(乙の責務)

第27条 乙は、甲に対して機器の利用技術を指導するものとし、甲が目的とする対象業務が合理的・効果的に処理され、甲の業績向上が図られるよう支援に努めなければならない。

(費用の負担)

第28条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第29条 乙は、この契約を履行するに当たり、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第30条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第31条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第32条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 本要求事項は、新潟市水道局（以下「甲」という。）の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 この要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等上の重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し、配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供等してはならない。

- 2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等することのないよう十分に注意して取り扱わなければならない。
- 3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。
- 4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市水道局庁舎の外部のことをいう。以下同じ。）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

（情報資産の持ち込み）

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市水道局庁舎の内部のことをいう。以下同じ。）へ持ち込んで서는ならない。

- 2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（情報資産の廃棄）

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破碎、裁断、溶解等によって、情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った社員を明確にしなければならない。

（機器の管理）

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込んだ場合には、コンピュータ等に管理番号シール等を貼り付ける等して所掌を明らかにしなければならない。

- 2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲より許可を受けなければならない。
- 3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

（機器の持ち出し）

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合には、事前に甲の許可を得なければならない。

- 2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。
- 3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

（機器の持ち込み）

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という。）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルス感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行うものとする。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という。）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書、記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用し業務を遂行する場合、情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合には、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育、訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査、指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合には、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合には、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(指示)

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙である請負事業主に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙がこの情報セキュリティに関する要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市水道局保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年7月1日制定）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償

の請求をすることができる。

料金システム用プリンタリース及び保守（令和7年度更新分）仕様書

この仕様書は、新潟市水道局（以下「甲」という。）が料金システム用プリンタの調達に関する甲と受託者（以下「乙」という。）の契約履行について必要事項を定めるものである。

1. リース期間 令和7年11月1日～令和12年10月31日（60ヶ月）

2. 契約形態及び支払いについて

契約形態は、長期継続契約による総価契約とする。また、契約締結からリース期間の開始までは、甲が実施する当該機器の設定調整期間とし、支払いについては、令和7年11月1日から発生するものとする。

3. 調達機器要件

NEC社製 MultiWriter 3M550（型名 PR-L3M550） 20台 とする。

または同機種の後継機であること。

全てのプリンタにトレイモジュール(600)（型名 PR-L3M550-03）1段をオプションで装着すること。

4. 納入条件

次に掲げる作業に要する費用は、事前調査・調整を含めすべて乙の負担とする。

なお、納入作業にあたっては、事前に甲と協議すること。

(1) 機器の納入・撤去・設置作業

ア. 機器等の納入先については、新潟市水道局営業課とする。

イ. 搬入、設置の際に発生する梱包材を回収・処分すること。

ウ. 契約解除又はリース満了時には、設置機器等の撤去・搬出作業を行うこと。なお、作業時期については、甲乙協議して決定する。

エ. 納入後の動作確認および各配備先への設置作業は甲が行う。

(2) 動作保証

納品物品はすべて使用可能状態にして納品すること。

(3) 他業者との調整

上記(1)に掲げる作業にあたっては、甲および、この業務に関連して甲が指定する他の受託者と協議し、相互の連携と協調を図り円滑に作業を進めること。また、協議内容は議事録に取りまとめ、甲あてに書面にて提出すること。

5. 納入期限

納入期限については、令和7年10月1日を目途とし、契約後、甲乙協議のうえ調整するものとする。

6. 保守要件

リース契約期間は、契約対象の機器について、以下の要件を満たした定期保守を実施するものとする。

保守業務は第三者に委託してよいものとするが、契約後速やかに書面により甲の承諾を得ることとする。

(1) 保守対応の日時については、甲の開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する

法律「昭和 23 年法律第 178 号」に規定する休日及び 12 月 31 日から翌月の 1 月 3 日までの日は除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。ただし、緊急な対応が必要な障害または重大な障害が発生した場合は、この限りではない。

- (2) 障害が発生した場合には、速やかに訪問修理を実施し、機器の復旧と障害対策を講ずること。なお午前中に受け付けた依頼は当日の午後に対応し、当日午後を受け付けた依頼は、翌営業日午前中に対応することを基本とする。

なお、現場における訪問修理作業にて解決できない場合は引取修理とし、その際は同等以上の代替機を提供すること。

- (3) 現場における訪問修理作業にて解決できない場合は、引取修理とすること。

- (4) 納入通知書の印刷に用いるプリンタ (1 1 台) は印字するバーコード精度維持のため、毎月 1 回、甲の指定する日にクリーニングメンテナンスを行うこと。

また、全てのプリンタについて故障の有無によらず、年 1 回の定期訪問保守を実施すること。

作業訪問先については、8. 料金システム用プリンタ設置場所 のとおりとする。

- (5) 上記(1)～(4)の保守に要する費用については、定期保守による対応とする。ただし消耗部品にかかる費用については、当該機器賃貸借料には含まないものとする。

- (6) 万一、ハードウェアおよびソフトウェアに欠陥が発見された場合には、直ちに対応策がとれること。また機器に関連する技術的な質問に対応できる窓口を用意すること。

- (7) 保守作業をおこなう業者は、以下の条件を満たした業者とすること。

ア. 本市内に営業所以上の事務所 (保守サービス拠点) を有し、保守作業をおこなうに必要な人員体制を整えられること。

イ. ハードウェアとソフトウェアの障害切り分けが可能な技術者が本市内の事務所 (保守サービス拠点) に在籍していること。

ウ. 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証取得をしていること。

7. その他の留意事項

- (1) 乙が供給する機器は、入札時に最新の製品または同等のものであり、かつ未使用のものであること。また、中古または中古部品を使用したものは、一切認めない。
- (2) 乙が機器を供給する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器と異なる機器とならざるを得ない場合は、遅延なく甲へ報告し、協議すること。
- (3) 本体、その他全ての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品 (接続部品など) については、本仕様書の記載の有無に係らず全て提供すること

8. 料金システム用プリンタ設置場所

	設置場所	住 所	設置 台数	うち 毎月 点検
1	新潟市水道局 料金課	新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 3	9 台	5 台
2	新潟市水道局 営業課	新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 3	2 台	—
3	新潟市水道局 料金課 秋葉営業所	新潟市秋葉区程島 2 0 0 4 番地 2	4 台	2 台
4	新潟市水道局 北工事事務所 窓口	新潟市北区葛塚 3 1 9 8 番地 2	1 台	1 台

5	新潟市水道局 西蒲工事事務所 窓口	新潟市西蒲区鷺ノ木 1 1 8 5 番地	1 台	1 台
6	新潟市役所 下水道部経営企画課	新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1	1 台	—
7	東部地域下水道事務所	新潟市中央区太右エ門新田 1 4 2 2 番地 3	1 台	1 台
8	西部地域下水道事務所	新潟市西区大野町 2 8 4 3 番地 1	1 台	1 台